

事故発生時の報告要領

1. 事故発生時の対応

介護保険事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者（以下「事業者」という。）は、指定介護保険事業所等において事故が発生した場合は、市や利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることが条例及び要綱で定められているため、速やかに対応をお願いいたします。また、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム及び養護老人ホームにおいても、指定介護保険事業所等における事故報告の趣旨に鑑み、これに準じて報告等の対応をお願いいたします。

2. 報告対象

（1）報告対象

表1に記載の事故の種別において、以下の①～③の事故については、全て報告してください。

- ①死亡に至った事故（サービス提供に関連して発生したものに限る。）
- ②入院及び医療機関での受診を要したもの（施設内の医療処置を含む。）
- ③その他豊中市が報告対象とする事故等

（表1）事故の種別

転倒	異食	その他豊中市が報告対象とする以下の事故等 ① 入居者同士のトラブル ② 破損、汚損 ③ 盗難 ④ 入居者の離設 ⑤ 職員による違法行為 ※個人情報の紛失、預り金の横領等、利用者等への損害を与えたものを含む。 ⑥ 結核、感染症 ※「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症並びに四類感染症）の患者が発生した場合（疑い含む。）
転落	誤薬、与薬もれ等	
誤嚥・窒息	医療処置関連 (チューブ抜去等)	

（2）報告に関する留意事項

- ①上記（1）報告対象に該当する事故のうち、サービス提供中の利用者、入所者又は入居者（以下「利用者等」という。）の事故についてご報告ください。
- ②事故の発生場所は施設、事業所、住居の内外は問いません。
- ③通所・入所サービスにおいては、利用者等が事業所内にいる間や送迎中に起こったものもサービス提供中に含みます。
- ④事業者側の過失有無は問いません。（利用者の自己過失による事故等であっても、報告対象に該当する場合はご報告ください。）
- ⑤利用者等が他市町村の被保険者である場合は、保険者にもご報告ください。
※この場合、当市への報告は、当該保険者へ提出した書類の写しの提出でも可。

3. 報告方法及び報告先等

(1) 報告方法及び報告先について

「事故報告書」様式により作成し、以下のメールアドレス宛て、データで提出してください。

メールアドレス：kaigo.jikohou@city.toyonaka.osaka.jp

メールの件名は、「yyyymmdd 事業所名（サービス種別）」として送信してください。

- yyyymmdd：事故発生日（数字8桁）
- スペース：事故発生日と事業所名の間は全角スペース
- サービス種別：事故報告書で選択したサービス種別

例) 20210701 介護老人保健施設まちかね（介護老人保健施設）

【様式ダウンロード】豊中市ホームページ「事故報告関連の書式」

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/kaigo_hukushi/kaigohoken/kaigo_jigyousya/shoshiki_download/jikohokoku.html

(2) 報告期限について

- 第1報は、少なくとも別紙様式内の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出してください。
- その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告してください。
- 第1報の提出の際、別紙様式内の1から8の項目まで全て記載し、追加の報告等がない場合は、第1報の時点で「最終報告」にチェックを入れて提出いただくことを可能とします。

4. 感染症等発生時における報告先について

表1の事故の種別におけるその他豊中市が報告対象とする事故等の⑥について、当課への報告に加えて、豊中市保健所保健予防課（Tel:06-6152-7316）へも報告してください。

※参考 平成17年2月22日厚生労働省通知

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」

5. その他留意事項

(1) みなし2号(40~64歳の生活保護受給者：Hから始まる被保険者番号)の方につきましても、当課へご提出ください。当課より福祉事務所医療介護係へコピーを渡します。

(2) 事故報告書は、事故発生までの経緯や対応、今後の対策など具体的に記入してください。内容等について当課より電話で事故後の問い合わせをさせていただくことがあります。また、必要に応じて再提出や別途報告を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。

(問合せ先)

豊中市 福祉部 長寿社会政策課 事業所指定係

〒561-8501

豊中市中桜塚3丁目1番1号 第二庁舎3階

TEL: 06-6858-2868 FAX: 06-6858-3146

E-mail: kaigo.jikohou@city.toyonaka.osaka.jp